

4月から雇保料が下がります。本人負担は一般0.4%→0.3%、建設業0.5%→0.4%  
 毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。  
 住宅瑕疵担保履行法による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/21(金)までです。



「銀行と相談して少ない費用で一人でも作れる

合同会社の設立手続きを頼みたい」との依頼がありました。合資会社や合名会社は昔からある家族的な会社ですが、合同会社はあまり知られていません。それもそのはず12年前施行の会社法で新設された会社で、一般的にはまだ認知度が低いようです。しかし個人経営や株式会社と比べて多くのメリットがあり、当初全国で年5千件前後の設立件数でしたが、最近

では年2万件程に急増。アップル日本や西友も株式会社から合同会社に移行し注目されています。メリットは①設立費用が株式会社より約14万円安い②出資者は有限責任で利益分配は出資割合に関係なく自由③

できて12年『**合同会社**』ってなに？  
 新設の組織

税務の扱いは株式会社と同じ④株式会社への移行も可能…等

です。デメリットと言えば①知名度が低い②代表者は“代表取締役”ではなく“代表社員”となる…ぐらい。おまけに市町村の“創業支援事業計画”

の活用で登記印紙代を半額程度に軽減する方法も!!



「交通事故で神経症状が残り、加害者側の任意保険会社で後遺障害の認定手続きをしてくれたが“事前認定”で事故との因果関係がはっきりしないので自賠償が使えない…不服なら異議申し立てを

寄せた所、事故との因果関係が書かれていない等被害者側に不利な内容になっていました。自賠償には被害者の側から直接保険会社に対して障害等級の認定等を申請する“被害者請求”

…と言ってきた」との相談がありました。“事前認定”とは加害者側に手続きを任せる事で被害者は医師の診断書すら自分で取る必要がありません。つまり診断書にどう書かれているか見る事もなく調査が進んで行きます。当方から任意保険会社に連絡をとり診断書の写しを取り

後遺症の『**事前認定**』は被害者に役立つのか  
 申請手続

といういい方法があります。この場合、被害者側が診断書

等書類を揃えなければならないという煩わしさがありますが、その分事前に内容をよく把握でき適正な認定を受けられる可能性が高くなるのです。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。  
 当事務所のHPを全面リニューアル！HP上でのメールの送受信も可能に。「西馬事務所」で検索！